

3 1 . 0 1

面接等

「面接」とは、審査官と代理人等（代理人が選任されていない場合は、原則出願人本人。ただし、出願人が法人の場合であって、当該法人の知的財産部員等が責任ある応対をなし得る者である場合に限り、知的財産部員等も可能。）とが、特許出願の審査に関する意思疎通を図るための面談を意味する。「面接」には、審査官の技術理解を容易にすることを意図した技術説明やテレビ会議システムを用いた面談を含む。

また、上記意思疎通を図るための「電話・ファクシミリ等による連絡」も、上記「面接」に準ずるものとして取り扱う。

※面接等の詳細については、「面接ガイドライン【特許審査編】」参照
(http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki_jun/ki_jun2/mensetu_guide_index.htm)